

## 令和2年度 練馬区災害医療運営連絡会の検討事項について（案）

### 1 令和2年度検討事項

#### (1) 医療救護所におけるアクションカードの作成

練馬区では、大地震が発生した際、10か所の医療救護所を開設し、医療機関等と連携しながら、傷病者に対処していくこととしている。

医療救護所には、医師や歯科医師等の医療職の他に、区や学校の職員が参集する。しかし、誰がどの役割を担うかということは、各々の被災状況によって変化することから一概に決めることはできない。

については、役割ごとの活動内容を明記したアクションカードを作成し、医療救護所要員が、発災時に迅速に活動に移れるよう体制を整える。

#### (2) 医療救護所訓練の課題への対応について

今年度から医療救護所訓練の内容を一部アレンジして実施している。その中で、傷病者の動線やレイアウトの再考、傷病者の振分けから応急手当ての流れ、医療スタッフへの研修体制の確保など様々な課題を参加者から指摘されている。

については、よりよい医療救護所の運営が可能となるよう医療救護所訓練で浮上した課題を解決する。

#### (3) 練馬区地域防災計画の修正について

区では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、練馬区地域防災計画を必要に応じて適時修正している。直近では平成30年3月に、熊本地震の教訓、国の防災基本計画の修正内容等を踏まえ、修正を行ったところである。

このたび、令和元年7月19日に東京都が地域防災計画【震災編】の修正を行ったこと、また、昨年相次ぐ大規模災害で新たに顕在化した課題を練馬区地域防災計画に反映させる必要があることから、現行の練馬区地域防災計画（平成29年度修正）を修正することとなった。

については、現行の地域防災計画の医療救護活動に関する記載について検討する。

#### (4) 医療救護所における医療救護班等活動マニュアルの見直しについて

当マニュアルについては、平成30年度に策定したところである。しかし、災害医療運営連絡会での協議や医療救護所訓練での反省を踏まえ、随時反映させていく必要があることから、適宜更新を図っていく。

## 2 令和2年度実施訓練（予定）

訓練	内容
医療救護所訓練（継続）	四師会や区職員が医療救護所の立ち上げや傷病者の処置、医療機関への搬送等を行う。
衛星携帯電話通信訓練（継続）	各医療機関の衛星携帯電話から、区の衛星携帯電話もしくは固定電話への通信訓練を実施する。
EMIS訓練（継続）	区と災害時医療機関の間で、EMISによる情報入力および情報収集訓練を実施する。

## 3 その他

- ・練馬区医療救護カレンダー2021の作成